

兵庫県公報

平成19年5月29日

第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会規則

○被留置者の不服申立てに関する規則 ページ 1

公布された法令のあらまし

◎被留置者の不服申立てに関する規則（公安委員会規則第10号）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第2編第3章第11節の規定に基づく不服申立てについて、公安委員会、警察本部長、法第18条の規定による実地監査を行う監査官及び留置業務管理者（警察本部の留置施設にあっては警察本部総務部留置管理課長、警察署の留置施設にあっては警察署長をいう。）が行う事務に関して必要な事項を定めることとした。

公安委員会規則

被留置者の不服申立てに関する規則をここに公布する。

平成19年5月29日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第10号

被留置者の不服申立てに関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第2編第3章第11節の規定に基づく不服申立てについて、公安委員会、警察本部長、法第18条の規定により実地監査を行う監査官（以下「監査官」という。）及び留置業務管理者（警察本部の留置施設にあっては警察本部総務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。）、警察署の留置施設にあっては警察署長をいう。以下同じ。）が行う事務に関して必要な事項を定めるものとする。

（不服申立ての区分）

第2条 不服申立ての区分は、次のとおりとする。

- (1) 法第229条第1項の規定による警察本部長に対する審査の申請
- (2) 法第230条第1項の規定による公安委員会に対する再審査の申請
- (3) 法第231条第1項の規定による警察本部長に対する事実の申告
- (4) 法第232条第1項の規定による公安委員会に対する事実の申告
- (5) 法第233条第1項の規定による警察本部長に対する苦情の申出
- (6) 法第234条第1項の規定による監査官に対する苦情の申出
- (7) 法第235条第1項の規定による留置業務管理者に対する苦情の申出

（不服申立ての受理）

第3条 前条各号の不服申立ての受理については、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号から第5号までに係るもの 留置管理課長
- (2) 前条第6号に係るもの 当該監査官
- (3) 前条第7号に係るもの 当該留置業務管理者

（不服申立ての裁決及び通知の準備等）

第4条 第2条第1号及び第2号に係る裁決の準備は、留置管理課長及び警察本部警務部訟務官（以下「訟務官」という。）が行い、裁決書の謄本の送付は、訟務官が行うものとする。

2 第2条第3号及び第4号に係る通知の準備は、留置管理課長及び訟務官が行い、通知書の送付は、訟務官が行うものとする。

3 第2条第5号から第7号までに係る苦情の処理の準備及び結果の通知は、次の区分に応じて行うものとする。

- (1) 第2条第5号に係るもの 留置管理課長
- (2) 第2条第6号に係るもの 当該監査官
- (3) 第2条第7号に係るもの 当該留置業務管理者
(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、不服申立ての手続に関して必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。